学校いじめ防止基本方針





令和元年 8月改訂 みどり市立笠懸小学校

目 次

Ι	いじめ防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・2
	1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
п	いじめ防止等の対策のための校内組織・・・・・・・・・・・・2~3
	1 目的
	2 組織の構成
	3 役割
	4 活動の概要
Ш	いじめの防止等の対策に関する取組3~5
	1 いじめ未然防止のための取組
	2 いじめの早期発見のための取組
	3 いじめ解消のための取組
IV	いじめに対する措置6~8
	1 いじめの発見から解決までの指導の流れ
	2 いじめの被害者、その保護者への指導
	3 いじめの加害者、その保護者への指導
	4 いじめを見ていた児童への働きかけ
	5 重大事態発生時の対応
	6 インターネット上のいじめへの対応
V	保護者地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・8
VI	教育委員会及び関係機関との連携・・・・・・・・・・・9
VII	いじめ防止に関する年間計画・・・・・・・・・・・・・・・9
*	いじめ 発 見 の チェックポイント(家 庭 用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
 - いじめ防止等の対策は、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こ り得る。」という認識に立ち、以下の5点を目指して行う。
- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくり、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめを受けた児童の生命・心身を最優先とし、いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通すことを伝え、行動する。
- (3) いじめを行った子どもに対しては、毅然とした対応とねばり強い指導を行い、人権意識の高揚等ができるように努力する。
- (4) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、 市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指 して行う。
- (5) 日頃から、子ども、保護者、地域に、学校通信やHPを通して「学校いじめ防止基本方針」 の内容を周知するようにする。

Ⅱ いじめ防止等の対策のための校内組織

1 目的

学校におけるいじめ防止、早期発見及び解消等に関する措置を効果的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を組織する。校長を中心に、全職員が協働体制を確立し、学校の課題や現状を踏まえて、現実的かつ適切に動いていく。

2 組織の構成

校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年生徒指導担当・教育相談主任・養護 教諭・スクールカウンセラー・学校カウンセラー

※必要に応じて、校外関係者(PTA、学校評議員、民生委員児童委員等)を入れる。

3 役割

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・ 修正を行う。また、学校いじめ防止基本方針を家庭・地域・関係機関へ周知する。
- (2) いじめ相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- (4) いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、 いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (5) 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめに 該当する行為に対しては適切に対応する。

4 活動の概要

全ての教職員が学校いじめ基本方針に沿って対応するが、以下に掲げる者については、特に、自己の役割を自覚しながら活動する。

(1) 管理職

- ①学校いじめ防止基本方針に基づき、組織が機能するようリーダーシップを発揮する。
- ②いじめは「人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

- ③学校評議員会や民生委員主任児童委員訪問等を通じて、いじめ防止に向けた取組等について情報交換を行う。
- ④学校通信や学校のWebページ等で、「学校いじめ防止基本方針」などの学校のいじめ防止等の取組について情報発信する。
- (2) 教務主任

生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理を行う。

- (3) 生徒指導主任
 - ①いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
 - ②いじめ問題に関する情報収集と記録を行う。
 - ③関係機関との連絡・調整を行う。
 - ④いじめ防止対策委員会の開催を計画する。
- (4) 学年生徒指導担当
 - ①いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告を行う。
 - ②いじめ防止活動についての学年の取組を提案、報告する。
 - ③学年におけるいじめ問題に関する情報収集を行う。
- (5) 教育相談主任
 - ①教育相談実施状況の報告を行う。
 - ②気になる児童への対応の提案を行う。
 - ③スクールカウンセラーや学校カウンセラーとの面談計画の提案、調整を行う。
- (6) 養護教諭
 - ①保健室における相談状況等の報告を行う。
 - ②保健室の活用についての提案を行う。
- (7) スクールカウンセラー・学校カウンセラー
 - ①加害・被害児童や保護者への対応、学校の相談態勢へのアセスメントを行う。
 - ②日頃より、児童・保護者の悩み相談等を通して、いじめ問題の早期発見に努める。

Ⅲ いじめの防止等の対策に関する取組

- 1 いじめ未然防止のための取組
- (1) 校内指導体制の確立
 - ①いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した協働体制を確立する。
 - ②いじめ防止対策委員会の充実を図り、常にいじめに対しての危機意識向上に努める。
 - ③子どもがいじめを自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら改善に向けて 活動できる集団づくりを全教職員一致して行う。
 - ④「思いやり群馬県一」、「思いやり日本一」を合言葉に、児童・職員を含む学校全体での人権感覚の向上を図る。
- (2) 授業改善に関する取組(ユニバーサルデザインの授業)
 - ①「わかる」「楽しい」授業の実施
 - ・「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与え える授業」という、生徒指導の3つの機能を生かした授業づくりに全職員で取り組む。
 - ・一つのことをやりきれる時間を保障し、学習に対する達成感・成就感を育てる。
 - ②「信頼関係」のある授業の実施
 - ・児童の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
- (3) 居場所があり、お互いのよさを認め合える人間関係・学校風土の醸成
 - ①人権教育の充実

- ・人権教育の基盤をなす「常時指導」を授業や給食、清掃、休み時間等、児童が学校で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。
- ・人権教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し、改善を通して、授業や学校行事等 と人権教育との関連を図りながら指導ができるようにする。
- ・思いやりある児童の育成の視点から、学校教育全体に取り組むようにする。
- ・学校での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーや学校カウンセラー等を活用 する。

②道徳教育の充実

・道徳科の授業では、規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気などの内容項目に関する学習を通して、人権についての意識を高め、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について児童がじっくりと考えを深められるようにすることでいじめ問題の根本的な部分に関わる道徳性を高めていけるようにする。

③学級活動の充実

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解消の方法等について話し合い、学 級全体による合意形成や、一人一人の意思決定を経て、いじめ防止に向けた具体的な実 践をする。
- ・話合いの議題の選定から司会までを全ての児童に経験させ、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自主的・実践的な資質・能力を育てる。

④児童会活動

- ・学校としての課題に基づき、児童がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止に つながるような取組を推進する。
- ・児童会を中心にいじめ防止に向けたスローガンを決定するなど、学校全体として児童主体の取組が推進できるようにする。
- ・高学年を中心とした挨拶運動を定期的に実施する。

⑤教職員の人権感覚

- ・児童一人一人がかけがえのない存在であることを自覚し、大切な一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も大事な部分であることを認識する。
- ・人権感覚を高め、不用意な言動で、いじめを助長するようなことがないようにする。
- ・いじめは、いついかなる時に生じるか分からないという危機意識を高めて、日頃より、 子どもたちとのふれあいを通して、細かな変化にもすぐに気付けるようにする。

⑥保護者や地域に対する啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」の周知に努め、理解を求める。
- ・学校の様子を積極的に発信する。(学校通信、Webページ、学年・学級便り等)
- ・保護者は、児童の教育について第一義的責任を負うものであるた、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うために、平素より家庭との連携を深める。
- ・保護者だけでなく、機を捉えて地域の区長会、民生委員児童委員等とも、児童の様子を 定期的に情報交換する。

⑦関係機関との連携

- ・学校評議員会や教育研究所訪問、児童委員民生委員訪問等を通じて、日頃より学校が抱 える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ・警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など 未然防止の視点からも連携を図っておく。
- ・スクールカウンセラーや学校カウンセラー等の観察を行い、担任や学年職員と情報共有

する。

2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 教育相談体制の充実
 - ①児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、児童・保護者が相談できる体制や地域の の方から情報を寄せてもらえる体制を充実させる。
 - ②定期的な面談の実施や児童が希望するときには面談ができる体制を整えておく。
 - ③面談方法や面談結果について、スクールカウンセラーや学校カウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
- (2) 教師と児童との日常の交流を通した発見 日常の言葉掛けによる関わりやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会 に、一人一人の児童の気になる様子に気を配ることで早期発見につなげられるようにする。
- (3) 複数の教員の目による発見
 - ①多くの教職員が様々な教育活動を通して児童に関わる機会を増やすことにより、早期発見 につなげられるようにする。
 - ②休み時間や放課後に校内を巡回したり、一緒に遊んだりする中で、いじめに結び付く小さ な問題を見逃さないようにしていく。
- (4) アンケート調査の実施
 - ①悩みごと等を含めた「いじめに関するアンケート調査」を、学校全体で定期的に取り組む。 また、児童の実態を把握し、学級経営に生かすために、年2回のQ-U検査を実施する。
- (5) 保護者や地域からの情報提供
 - ①日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識の下、 いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに真摯に耳を傾ける。
 - ②保護者が子どもの変化を読み取れるよう、「チェックポイント」を知らせるとともに、い じめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- (6) ネットいじめの対応の強化

ネット上のいじめが重大な人権侵害であり、法を犯す行為であることを児童に理解させる。 また、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努めるとともに、情報モ ラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発を行う。

- 3 いじめ解消のための取組
- (1)校長は、いじめの事実に基づき、加害・被害の児童や保護者への説明責任を果たすとともに、加害の児童には行為の善悪を理解させ、反省・謝罪させる。
- (2) 校内組織による迅速な対処
 - ①いじめが発生した場合には、学級担任等が一人で抱え込むことがないようにし、「いじめ 防止対策委員会」で対応し、児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、指導及び支援 する。また、市教育委員会に報告する。
 - ②いじめが発生したときは、正確な事実確認を行い、早期に適切な対応をして、関係する児 童と保護者が納得する解消を目指す。
 - ③いじめを行った児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるととも に、成長支援の観点から指導を行う。
- (3) 外部との連携による対処
 - ①いじめの内容により、被害者の意向にも配慮した上、児童相談所等の関係機関と連携して 対処する。法を犯す行為に対しては、速やかに警察等に相談して協力を求める。

Ⅳ いじめに対する措置

- 1 いじめの発見から解決までの指導の流れ
- (1) いじめ情報のキャッチ・いじめ防止対策委員会への報告及び組織的対応の開始 第一次事実確認(該当児童の担任、第一発見者他)
- (2) 情報収集(教職員・児童・保護者・地域住民他)
- (3) 対応方針の決定・支援体制の確立
 - ・被害児童からの事情聴取と支援担当
- ・加害児童からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当

- ・関係機関への対応担当
- (4) 事実の究明と支援・指導
 - ①事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるように する。聴取は被害者、周囲にいる者(冷静に状況を捉えている者)、加害者の順に行う。

- 2 いじめの被害者、その保護者への指導
- (1) 被害児童への対応
 - ①基本的な姿勢
 - ・いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の立場に立ち守り通す。
 - ・児童の表面的な変化から解消したと判断せず、支援を継続する。
 - ②事実の確認
 - ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
 - ・いじめられている児童や保護者の気持ちに寄り添い、共感しながら事実を聞いていく。

③ 支援

- ・学校はいじめに対する基本認識に基づき、今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- ・学校は安易に解消したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるよう な体制を整えておく。

④経過観察

- ・日常の声がけやチャンス相談等により、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を高められるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくり を支援する。
- ・単に謝罪をもって、安易に解消と判断せず、いじめに係る行為がやんでいる状態が相当な期間(少なくても3ヶ月間)継続し、被害者がいじめの行為により、心身の苦痛を感じないと認められた場合に解消とする。いじめが解消した後も、保護者と継続的な連携を行うようにする。

(2) 被害児童の保護者への対応

- ①事実が明らかになった時点で、速やかに電話連絡や家庭訪問等を行い、学校で把握した事 実を正確に伝える。
- ②学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ③対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

- 3 いじめの加害者、その保護者への指導
- (1) 加害児童への対応
 - ①基本的な姿勢
 - ・いじめを行った子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせると ともに、成長支援の観点から指導を行う。
 - ②事実の確認
 - ・対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
 - ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
 - ③指導
 - ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
 - ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
 - ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後 の行動の仕方について考えさせる。
 - ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聞く。
 - ④経過観察
 - ・日常の声がけやチャンス相談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
 - ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- (2) 加害児童の保護者への対応
 - ①事情聴取後、家庭を訪問し、事実を伝える。
 - ②相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
 - ③指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
 - ④誰もが、加害者にも、被害者にもなり得ることを伝え、学校は事実に基づいて指導し、本人をよりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 4 いじめを見ていた児童への働きかけ
- (1) 基本的な指導
 - ①いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
 - ②いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- (2) 事実の確認

いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

- (3) 指導
 - ①周囲ではやし立てていた児童や傍観していた児童も、問題の関係者として事実を受け止め させる。
 - ②被害児童は、周囲ではやし立てていた児童や傍観していた児童の態度を、どのように感じていたかを考えさせる。
 - ③これからどのように行動したらいいのかを考えさせる。
 - ④いじめ発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
 - ⑤いじめを許さない集団づくりに向けた話合いを深める。
- (4) 経過観察
 - ①学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
 - ②いじめが解消したと思われる場合にも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条第1項より)
 - ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- (2) 重大事態の発生と調査
 - ①重大事態の報告
 - ・重大事態と判断した案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

②調査

- ・教育委員会の附属機関である、みどり市いじめ問題専門委員会が調査を実施する。
- ・学校は、専門委員会に対して積極的に当該重大事態に係る資料を提供する。
- ・学校は、情報の提供に当たって、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人 情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・質問紙調査等の実施により得られた調査結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を行う。
- ③調査結果の提供及び報告
- ・専門委員会は、調査結果について教育委員会に報告する。教育委員会は、市長に報告する。 その際、被害児童・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えるこ とができる。
- ・学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係等について、いじめを受け た児童やその保護者に対して説明する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に 十分配慮し、適切に提供する。

④支援

・必要に応じて、教育委員会に対して生徒指導に専任する教職員やスクールカウンセラー、 学校カウンセラー等の外部専門家による支援等、人的体制の強化の支援及び支援要請を行い、当該児童及び支援の必要な児童へのカウンセリング相談や支援を行う。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて、最新の動向を把握し、児童の情報モラルの向上に努める。
- (2) インターネット上のいじめを発見した場合には、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るととともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

V 保護者地域との連携

- ・保護者は、児童の教育について第一義的責任を負うものである。いじめを許さないなどの 規範意識を養うための指導をより適切に行うために、平素より家庭との連携を深める。
- ・相談窓口(24時間子供SOSダイヤル、総合教育センター「子ども教育相談室」、中央 児童相談所「こどもホットライン24」等の周知を図り、いつでも悩みを相談できる環境 をつくる。
- 「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、協力して、いじめ防止に取り組むようにする。
- ・児童による自主的ないじめ防止活動について、PTAや地域の関係団体との連携を図りながら、ポスター、のぼり旗等により、保護者や地域に周知する。

VI 教育委員会及び関係機関との連携

・平素より警察、教育委員会、児童相談所、みどり市いじめ問題対策連絡協議会、医療機関、 地域団体等と速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組む。特に深刻ないじめへの 対応は、関係機関との連携を積極的に行う。

VII いじめ防止に関する年間計画

- 毎月 いじめ・悩みごと・生活アンケートの実施
 - # 生徒指導推進委員会・職員会議での情報交換
- 4月 学校いじめ防止基本方針に基づき、児童会、委員会等の年間活動計画の作成
- 5月 全職員参加研修会① 今年度の方針についての共通理解 第1回Q-U検査実施
- # 春の「いじめ防止強化月間」での取組、地域への周知
- 6月 第1回学校評議員会実施
- 7月 学校評価アンケート (中間)実施
- 8月 いじめ防止フォーラムへの参加(児童会)
- "いじめ防止ポスター・標語応募 呼びかけ
- " Q-U検査結果を踏まえての職員研修
- 9月 全職員参加研修会② 学校評価アンケート (中間)から2学期に向けての取組
- 11月 いじめ防止ポスター・標語コンクール 第2回Q-U検査実施
- 12月 冬の「いじめ防止強化月間」での取組、地域への周知
 - " 学校評価アンケート実施
 - 1月 みどり市いじめ防止子ども会議参加(児童会)
 - 2月 全職員参加研修会③ 学校評価アンケートから年度のまとめと次年度に向けて
 - " 第2回学校評議員会(学校関係者評価) 実施
 - 3月 今年度の活動の振り返り、まとめと反省、学校いじめ防止基本方針の見直し

※ 随時

生徒指導部・教育相談部等の連携のもと、ケース会議を設け、機動的に対応する。





■いじめ発見のチェックポイント (家庭用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次にようなものがあげられます。

	衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
Ш	風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。 (殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
	買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
	家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
	食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
	寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
	激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされることが多くなる。
	表情が暗くなり、言葉数が減る。
	いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなる。
	部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
	言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
	親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
	刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
	登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などを身体の不調を訴え、登校を渋る。
	学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
	転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出す。
	親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
	不審な電話や、嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
	自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
	投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
	テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
	急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
	急激に成績が下がる。